

1

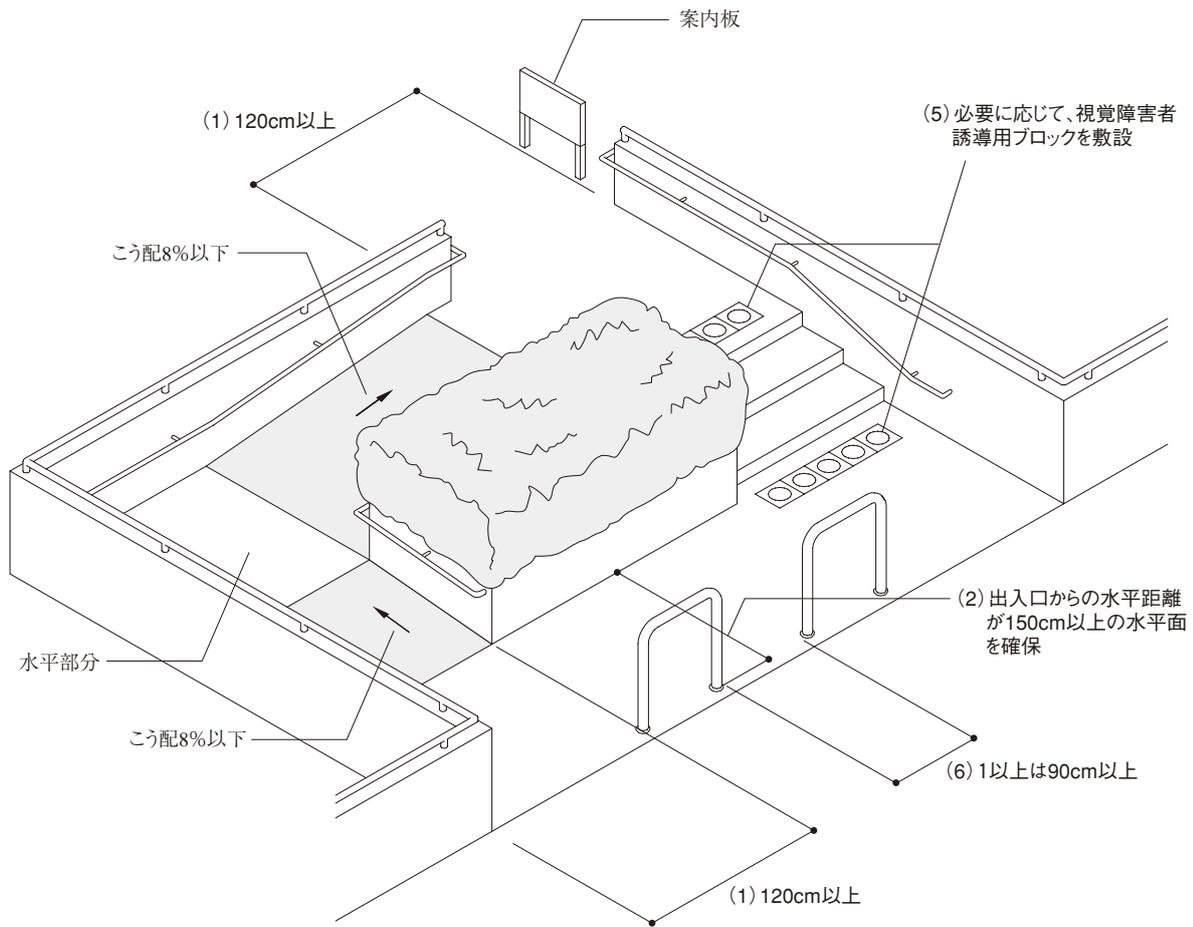
出入口

整備の基本的な考え方

- 公園の出入口は安全かつ円滑な構造とする。
- 出入口付近に設ける車止めは十分な間隔を確保し、視覚障害者や車いす使用者等の円滑な通行に努める。

整備基準		解説	望ましい水準
公園の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。			○主要な出入口は整備する。
(1) 有効幅員	有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。	●「有効幅員」とは、内のりのことであり、手すりがある場合は、その内側からの寸法となる。以下同じ。	
(2) 水平面の確保	出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(3) 路面の仕上げ	路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。		
(4) 段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、2の(10)に定める構造の傾斜路を設けること。	●やむを得ない2cm以下の段差は、段と見なさない。	
(5) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	●視覚障害者誘導用ブロックの構造については、別表第2の20の(1)を参照のこと。	
(6) 車止めさくの間隔	車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。		

□出入口の設計例



2

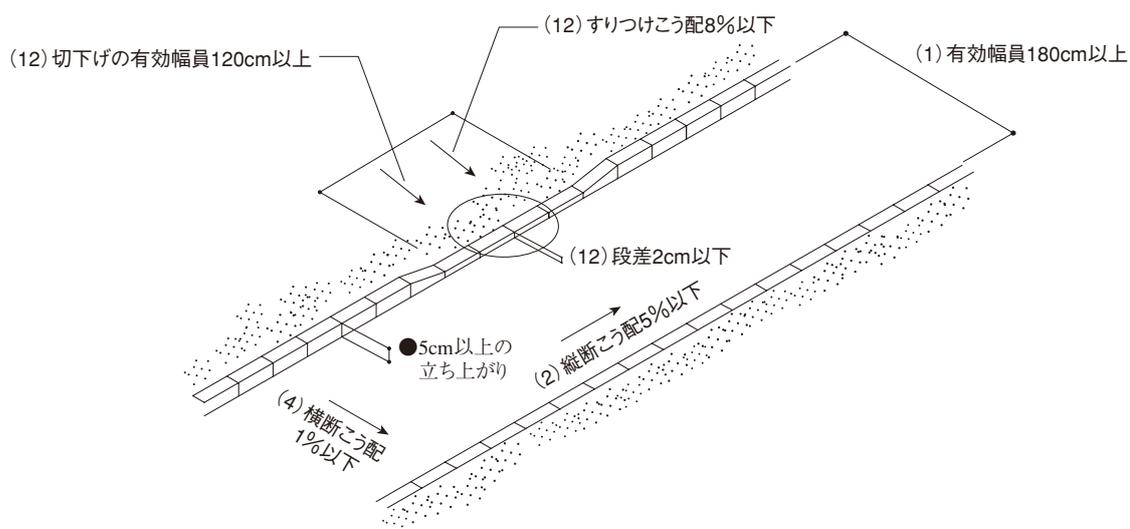
園路

整備の基本的な考え方

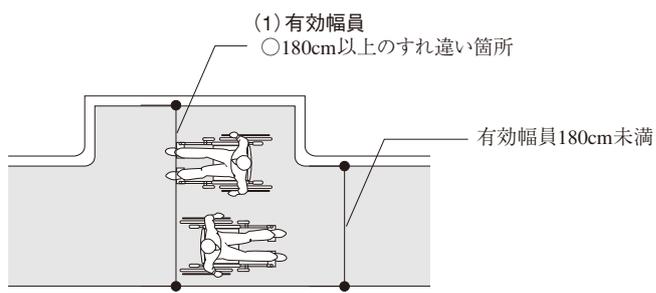
- 園路はできる限り平坦とする。
- 園路の一方又は両端部が斜面や池等により車いす等の円滑な通行に支障があると見られる場合は、車いす利用者等の眺望を確保しながら、手すり、園路両端部の立ち上がりを適宜設ける。
- 公園内の階段は手すりを設ける。
- 階段は来園者の利用しやすい構造とする。
- 園路内に高低差や段が生じる場合には傾斜路を設け、利用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- 傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。また、傾斜路の路面は滑りにくい仕上げ材を使用する。

整備基準		解説	望ましい水準
主要な園路は、次に定める構造とすること。		●「主要な園路」とは、出入口と主要な公園施設とを結ぶ園路等、公園の利用上欠かせないものをいう。	
(1) 有効幅員	有効幅員は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができる。		○車いすのすれ違い箇所は、水平にすること。
(2) 縦断こう配	縦断こう配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。		
(3) 水平部分の確保	3%以上の縦断こう配が30m以上続く場合は、途中に長さ150cm以上、幅180cm以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす利用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。		
(4) 横断こう配	横断こう配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。		
(5) 両側の構造	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●柵、側壁又は5cm以上の立ち上がりを設けること。	
(6) 手すりの設置	必要に応じて、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●連続性に配慮し、にぎりやすい形状とする。 ●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、園路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設ける必要がある。 ●地面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段80～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、80～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 	○両側に2列設置すること。
(7) 路面の仕上げ	路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	

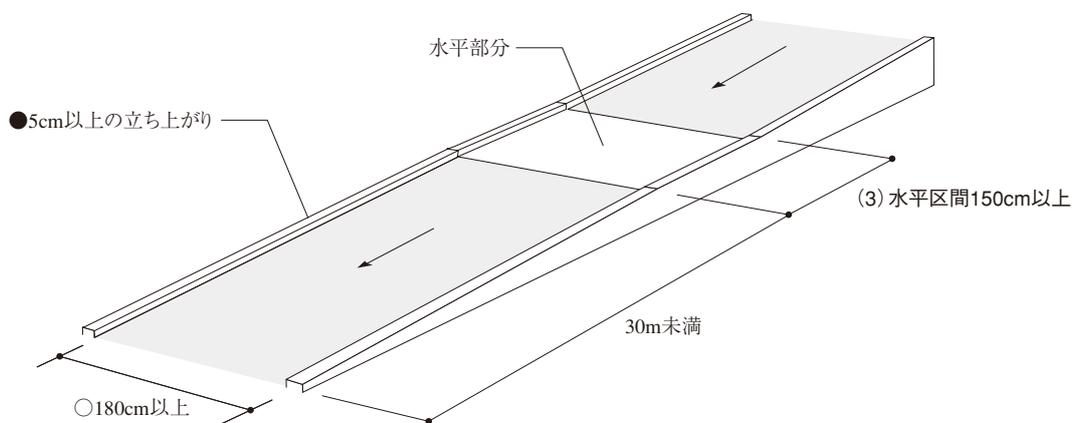
整備基準		解説	望ましい水準
(8) 溝ぶたの構造	排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。	●つえ、車いすやベビーカーのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたとすること。	
(9) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設ける場合は、次に定める構造とし、(10)に定める構造の傾斜路を併設すること。	●2cm以下の段差は段とみなさない。	○段の端部は黄色とする等、視覚障害者が判別しやすいものとする。
ア 回り段の禁止	回り段としないこと。	●らせん階段や踊場部分に段を設けた階段としないこと。 ●安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。	
イ 手すり	手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。	●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、園路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設ける必要がある。 ●地面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	○両側に2段設置すること。 ○段の幅員が3m以上の場合には、中間にも設置すること。
ウ 段の構造	つまずぎにくい構造とすること。		
エ 点字表示	手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。		
オ 転倒防止装置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。		
カ 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。		
(10) 傾斜路	段に代わる傾斜路又は段に併設する傾斜路は、次に定める構造とすること。		
ア 有効幅員・縦断こう配	有効幅員は、120cm以上、縦断こう配8%以下とすること。ただし、段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。		
イ 横断こう配	横断こう配は設けないこと。		
ウ 踊場	高低差が75cmを超える傾斜路にあつては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。		
エ 手すりの設置	手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。		
オ 点字表示	手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。		
カ 転倒防止装置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。		
キ 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。		
(11) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	●視覚障害者誘導用ブロックの構造については、別表第2の20の(1)を参照のこと。	
(12) 縁石の切下げ	縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120cm以上とし、段差は2cm以下とし、すりつけこう配は8%以下とすること。		



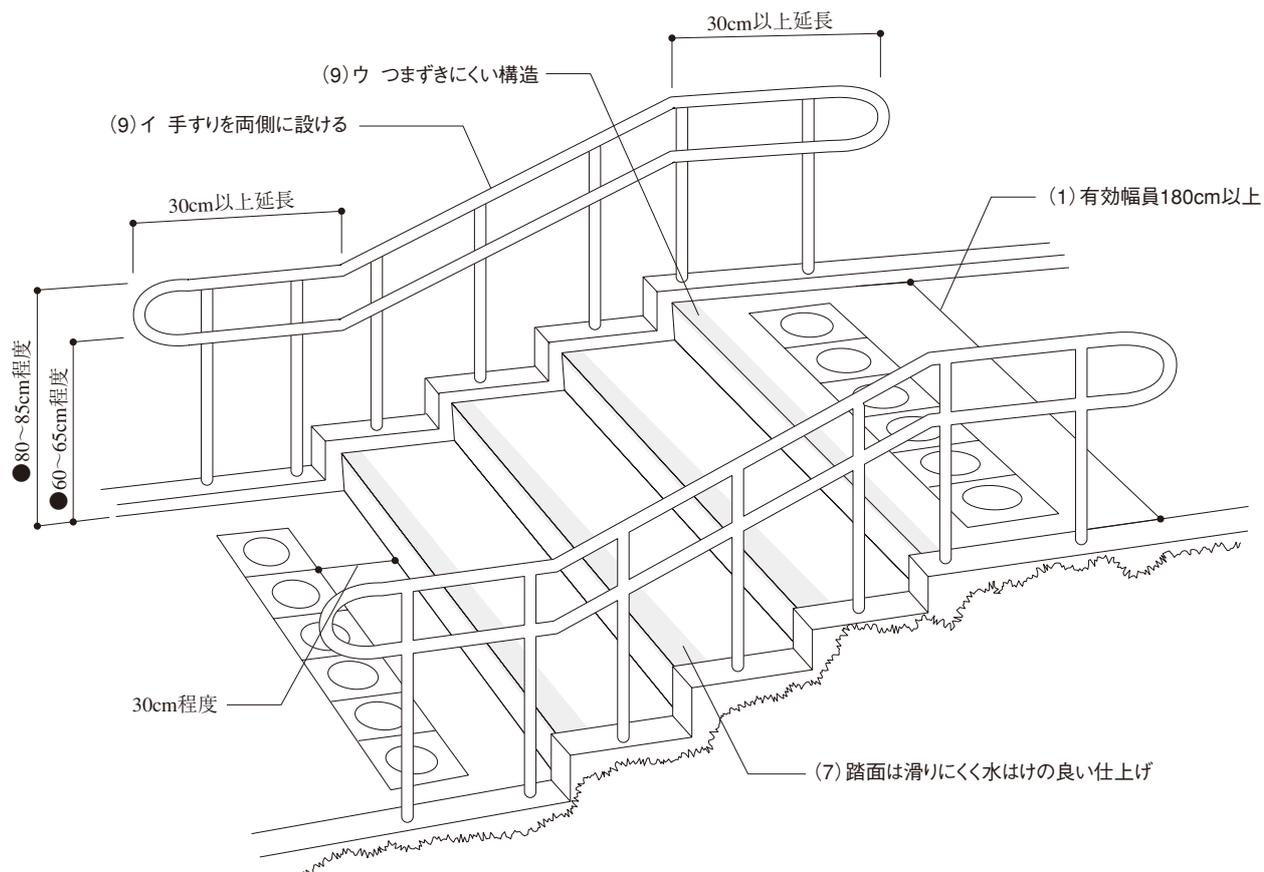
●車いす使用者同士のすれ違い箇所（有効幅員180cm未満の場合の設計例）



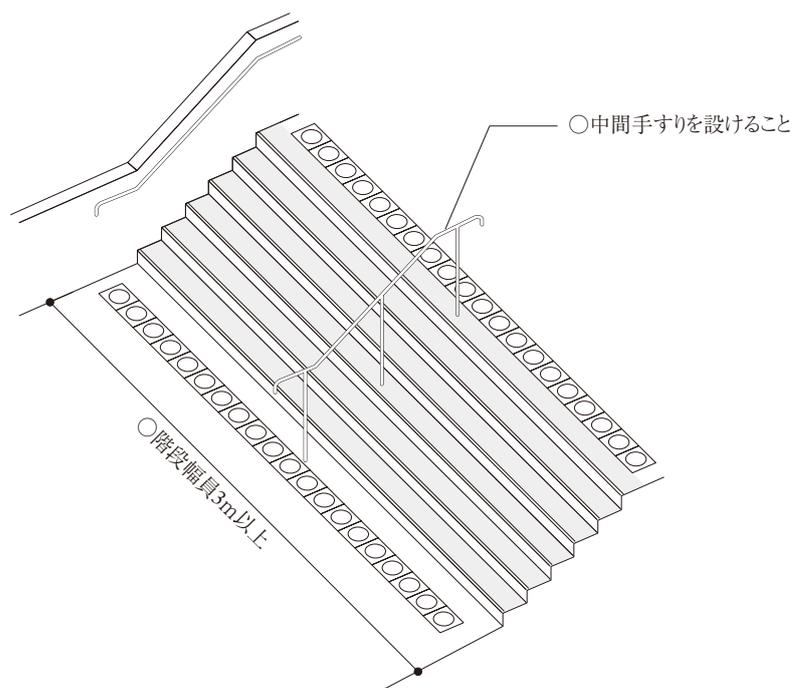
●縦断こう配がある園路（3%以上の縦断こう配が30m以上続く場合）



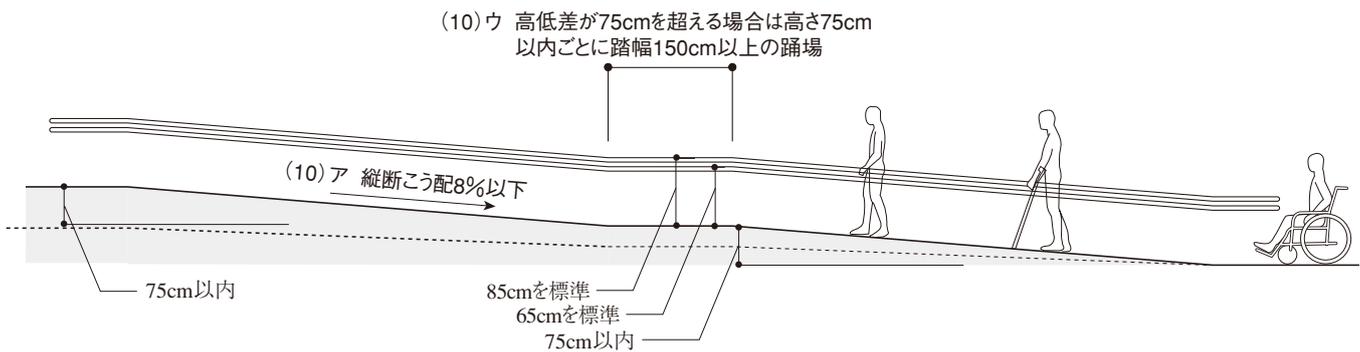
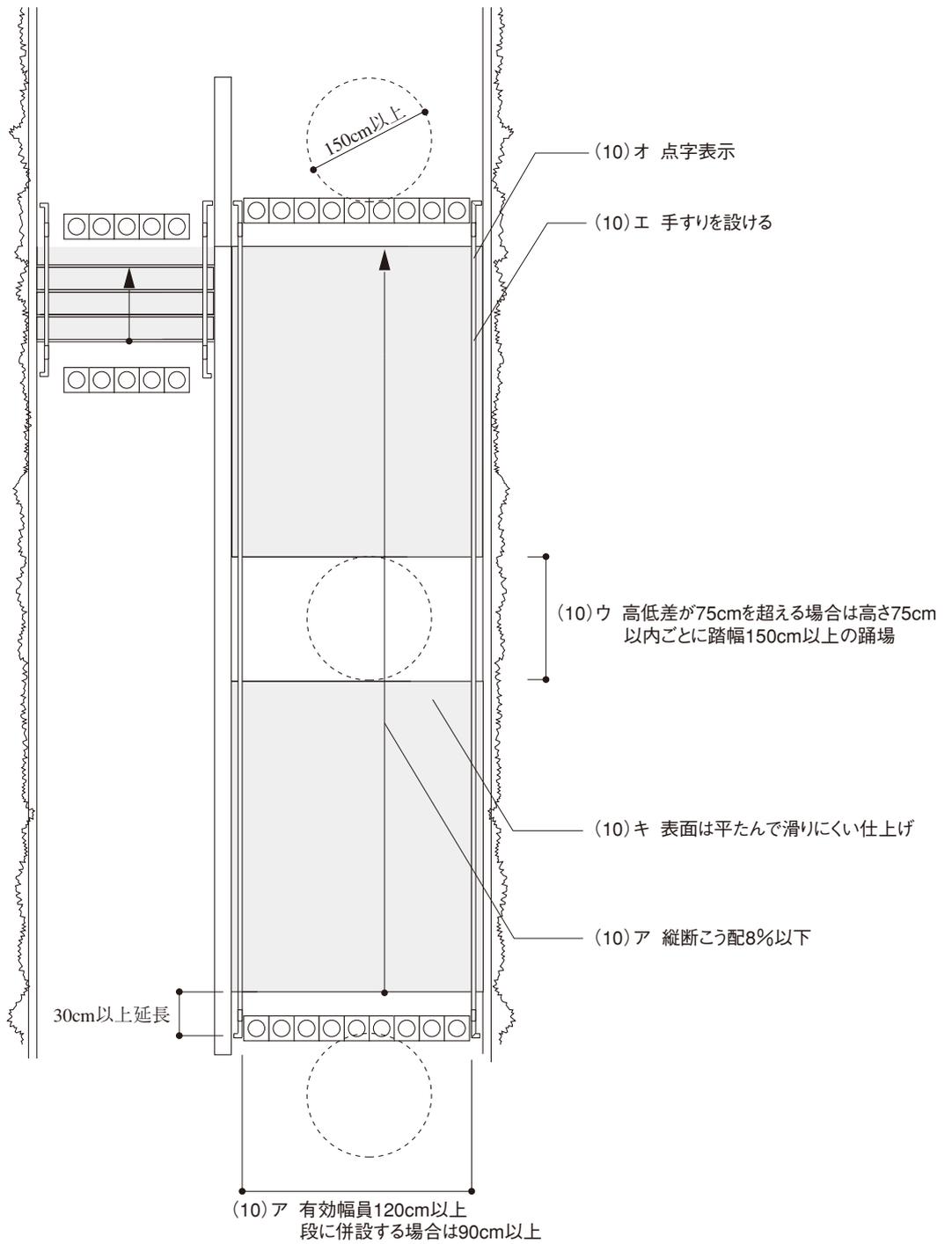
□階段の設計例



● 中間手すりの設置例



□ 傾斜路の設計例



3

便所

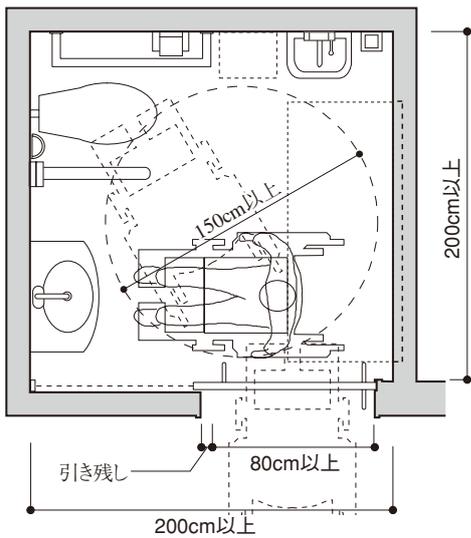
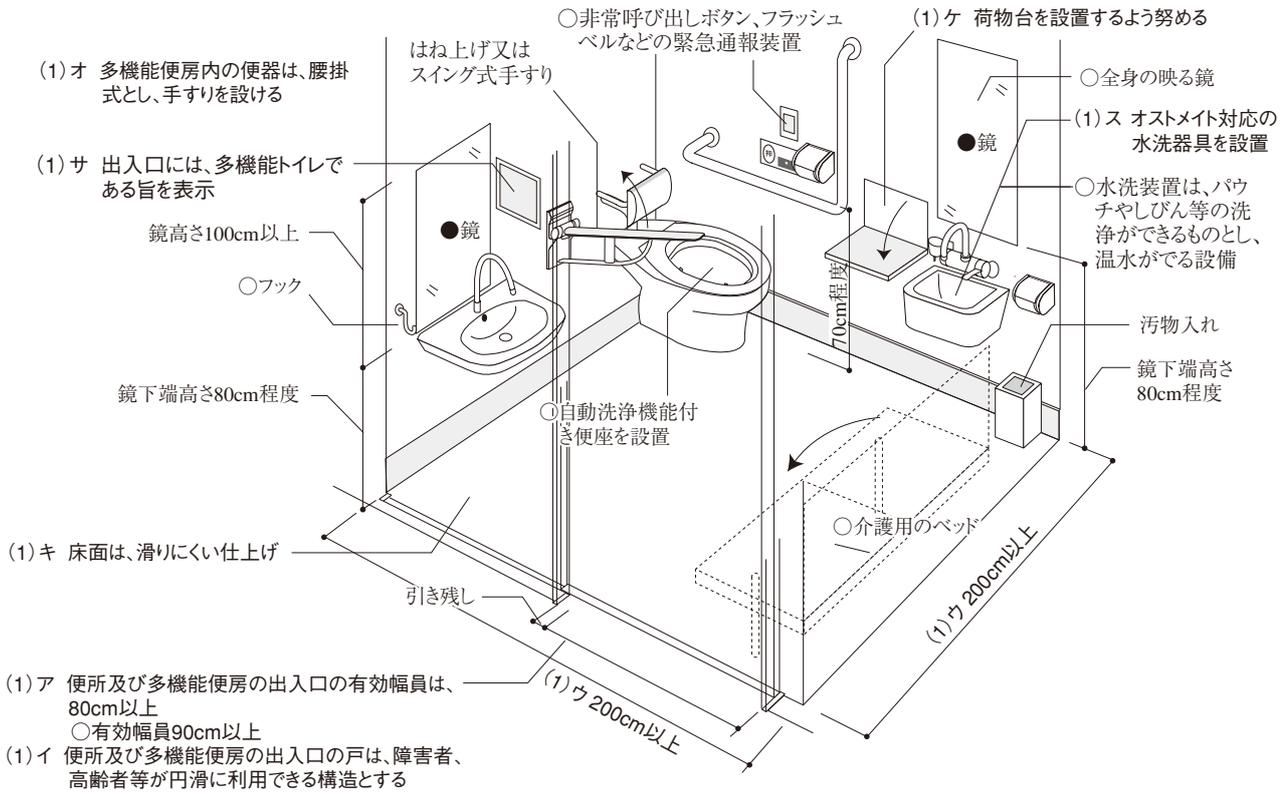
整備の基本的な考え方

○公園内の便所は車いす使用者、オストメイト、乳幼児・子ども等誰もが円滑に利用できるよう配慮する。

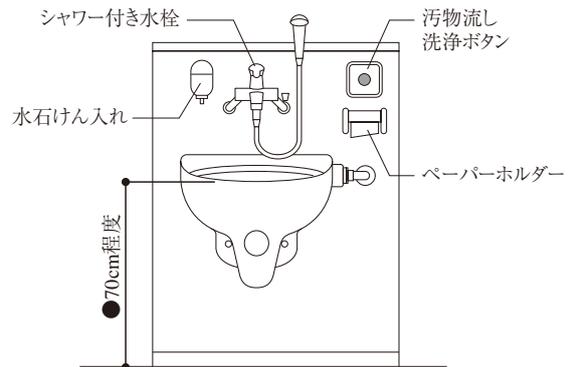
整備基準	解説	望ましい水準
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、別表第2の8の(1)に定める構造とすること。	●別表第2の8の(1)の解説を参照のこと。	○別表第2の8の(1)の望ましい水準を参照のこと

□多機能トイレの整備例

便所については建築物⑧を参照



●オストメイト対応の水洗器具例



4

駐車場

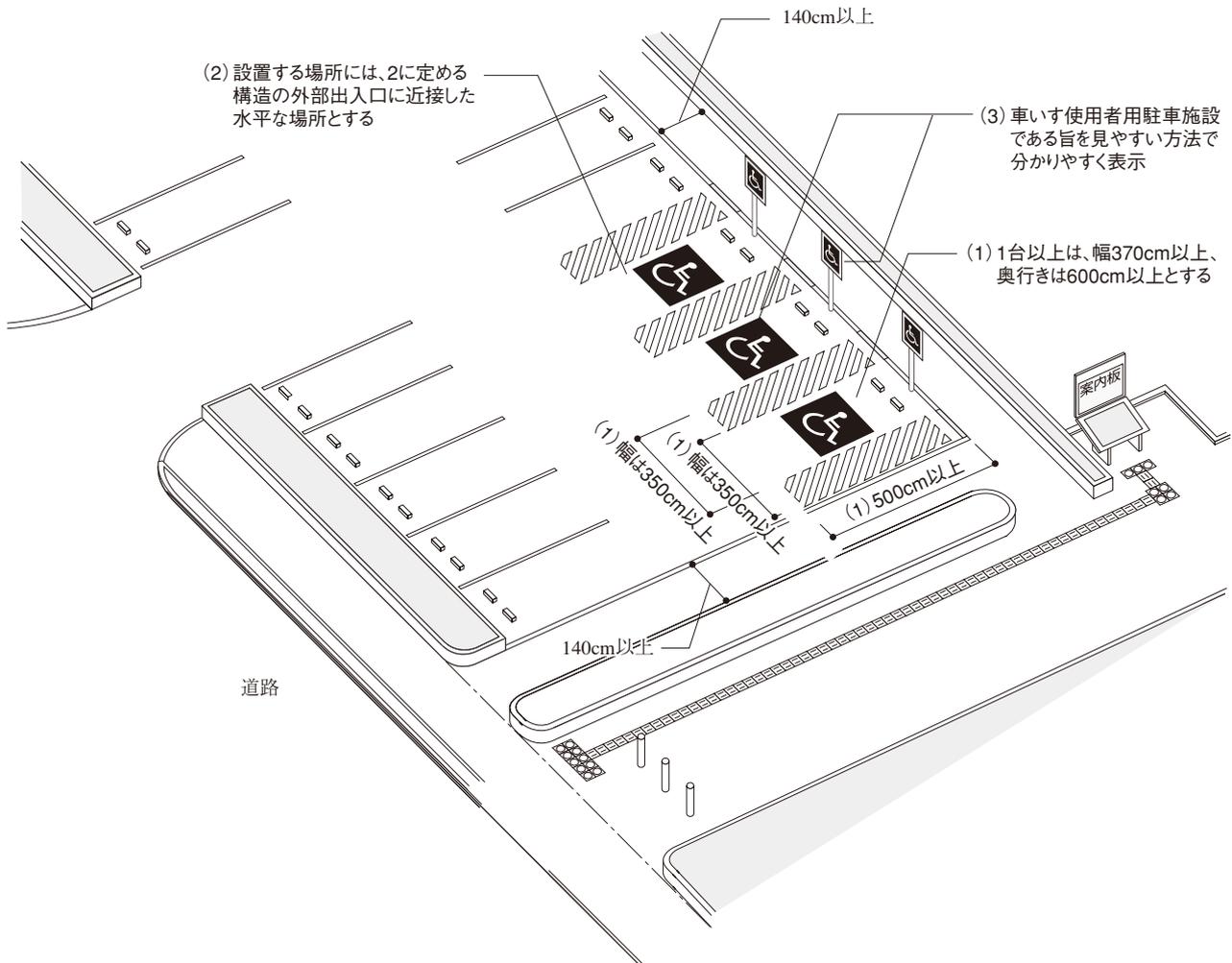
整備の基本的な考え方

○公園利用者のために設けられる駐車場には、適切な位置と数の車いす使用者専用の駐車施設を設ける。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、別表第2の9に定める構造の車いす使用者用駐車施設を、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けること。</p>	<p>●別表第2の9の解説を参照のこと。</p>	<p>○別表第2の9の望ましい水準を参照のこと</p>

□ 駐車場の整備例

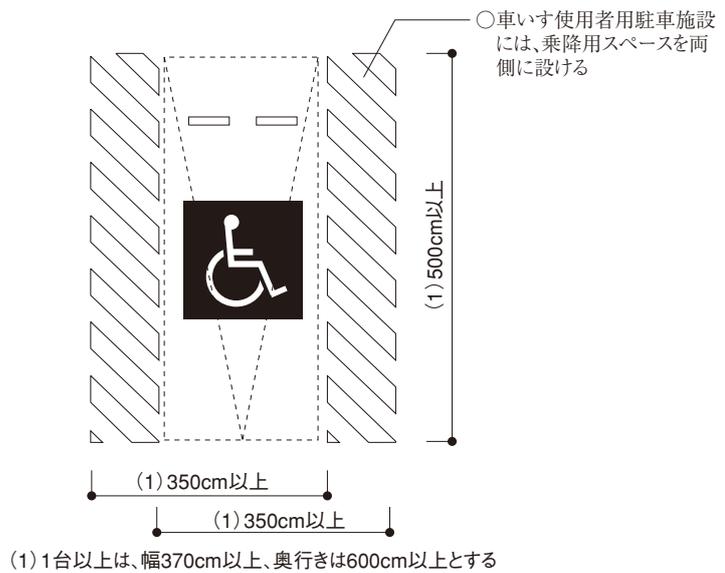
駐車場については建築物 ⑨ を参照



● 車いす使用者用駐車施設への誘導サイン例



● 車いす使用者用駐車施設寸法の考え方 (1台駐車)



5

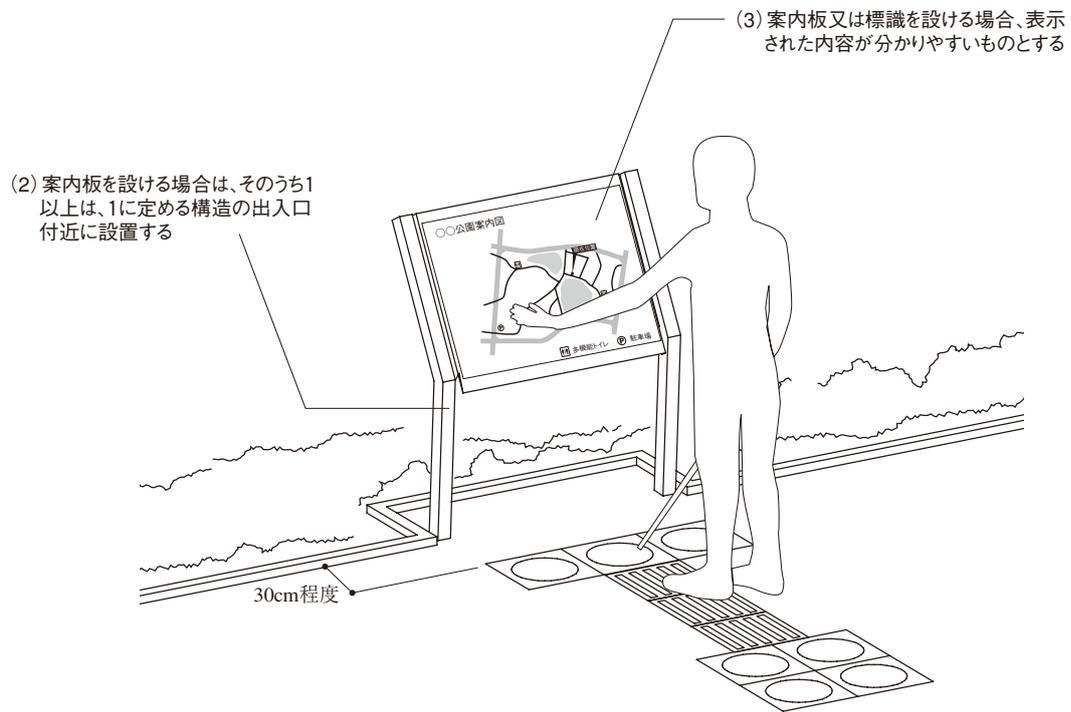
案内標示

整備の基本的な考え方

- 出入口付近の適切な位置に公園内の全体の様子が分かる案内板を設ける。
- 公園の案内板はわかりやすく、理解しやすい内容とする。

整備基準		解説	望ましい水準
案内標示(案内板、掲示板及び標識をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合は、次のように設けること。			<ul style="list-style-type: none"> ○園路要所、分岐点等必要に応じて整備を行うこと。 ○案内板には、車いすでの利用が可能な園路及び施設を明記すること。 ○障害者・高齢者等の通行の支障とならない位置に設けること。
(1) 構造	案内標示は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。		
(2) 設置位置	案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1に定める構造の出入口付近に設置すること。		
(3) 表示内容	掲示板又は標識を設ける場合は、表示された内容が分かりやすいものとする。		

□案内板等の設計例



6

附帯設備

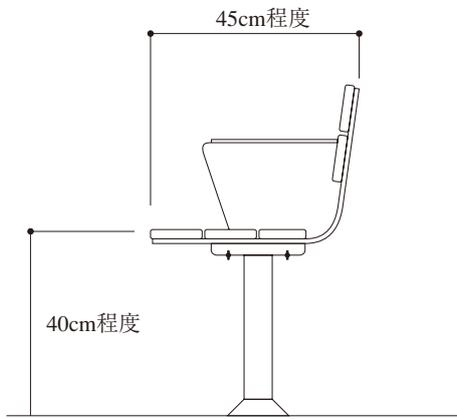
整備の基本的な考え方

○その他の公園施設についても、障害者等の利用に配慮し、だれもが利用できるように整備を進める。

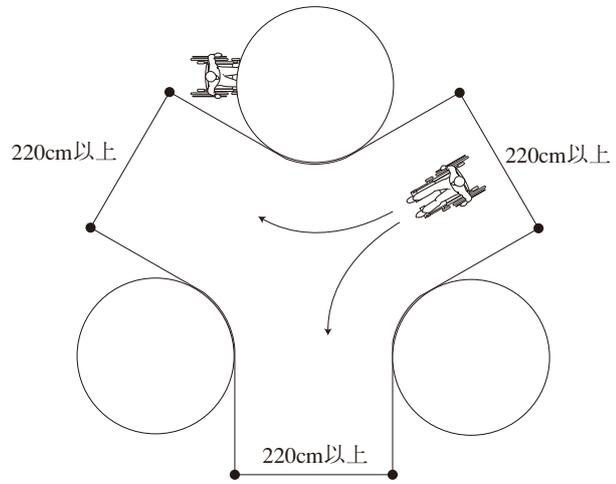
整備基準	解説	望ましい水準
<p>ベンチ、屋外卓その他の設備は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>	<p>●ベンチ、屋外卓その他の設備を設ける場合は、歩行者の妨げとならないように配慮すること。</p>	<p>【ベンチ】 ○高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを設置すること。</p> <p>【屋外卓】 ○高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること</p> <p>【パーゴラ・四阿（あずまや）】 ○ベンチ横に車いす使用者が近づけるスペースを設置すること。</p> <p>【水飲み器】 ○障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設置すること。</p> <p>【自動販売機】 ○前面には車いす使用者が円滑に利用できる十分なスペースを確保すること。操作ボタン・金銭投入口・取り出し口は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

□ベンチ・屋外卓等の設計例

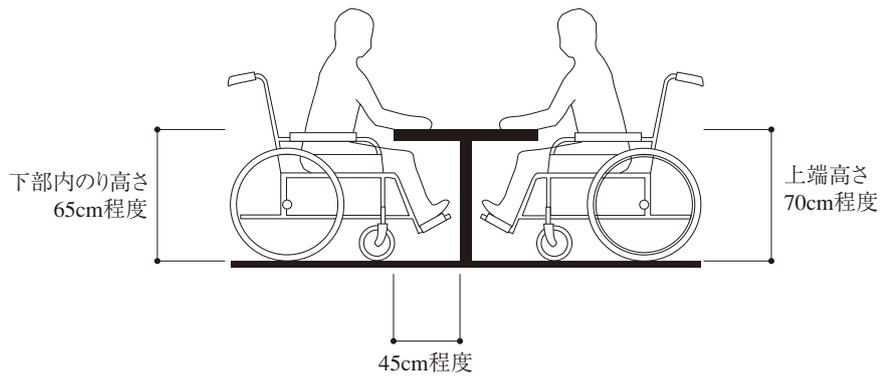
●ベンチの仕様例



●屋外卓の例1



●屋外卓の例2



●水飲み器の例

